

北空知衛生センター組合長専決処分事項の指定

平成49年3月30日
議決

改正 平成30年12月25日 議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第180条第1項に規定により、北空知衛生センター組合議会の権限に属する事項のうち、組合長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

記

- 1 1件の金額が50万円以下の財産権上の請求に係る訴えの提起、和解、調停及び仲裁に関すること。
- 2 法律上一部事務組合の義務に属する損害賠償で1件50万円以下の額を定めること。
- 3 議会の議決を経た工事の請負契約について、契約金額をその分10分の1の範囲内で変更すること。